

報道関係者各位

令和6年11月7日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 平野 真吾
賃金指導官 栗田 政典
電話 058-245-8104

県内2業種の最低賃金を改正します

岐阜労働局長（千葉登志雄）は、岐阜県内の特定（産業別）最低賃金を、それぞれ下表のとおり引き上げる改正を決定します。

なお、改正発効日は令和6年12月21日の予定です。

件名	最低賃金額（時間額）		引上げ額	引上げ率	改正発効日 予定
	現行額	改定額			
岐阜県自動車・同附属品製造業 最低賃金	1,005円	1,057円	52円	5.17%	令和6年 12月21日
岐阜県航空機・同附属品製造業 最低賃金	1,031円	1,049円	18円	1.75%	

上記件名の特定（産業別）最低賃金は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者約2万2千人に適用されます。適用業種、適用除外労働者の詳細は、添付資料2をご参照ください。

「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（965円）」の適用を受ける場合は、令和6年10月1日以降、この金額を上回る「岐阜県最低賃金（1,001円）」が適用されます。

- 添付資料
- 1 特定（産業別）最低賃金の推移
 - 2 改正後の最低賃金一覧表

特定（産業別）最低賃金の推移

件名 改正 発効日	岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金				岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金				岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金			
	最低賃金額				最低賃金額				最低賃金額			
	日額	時間額	引上額	引上率(%)	日額	時間額	引上額	引上率(%)	日額	時間額	引上額	引上率(%)
平成 6. 1. 1	5,096	637	21	3.41	5,364	671	22	3.39	5,826	729	24	3.40
6. 12. 25	5,237	655	18	2.83	5,507	689	18	2.68	5,975	747	18	2.47
7. 12. 25	5,365	671	16	2.44	5,639	705	16	2.32	6,113	765	18	2.41
8. 12. 25	5,495	687	16	2.38	5,767	721	16	2.27	6,254	782	17	2.22
9. 12. 25	5,628	704	17	2.47	5,904	738	17	2.36	6,390	799	17	2.17
10. 12. 25	5,735	717	13	1.85	6,014	752	14	1.90	6,502	813	14	1.75
11. 12. 25	5,787	724	7	0.98	6,068	759	7	0.93	6,547	819	6	0.74
12. 12. 25	5,834	730	6	0.83	6,118	765	6	0.79	6,596	825	6	0.73
13. 12. 21	5,874	735	5	0.68	6,161	771	6	0.78	6,634	830	5	0.61
14. 12. 21	5,881	736	1	0.14	時間額 一本化	772	1	0.13	6,641	831	1	0.12
15. 12. 21	時間額 一本化	737	1	0.14		773	1	0.13	6,643	831	0	0.00
16. 12. 21		738	1	0.14		775	2	0.26	時間額 一本化	832	1	0.12
17. 12. 21		742	4	0.54		779	4	0.52		835	3	0.36
18. 12. 17		747	5	0.67		785	6	0.77		840	5	0.60
19. 12. 17		758	11	1.47		796	11	1.40		849	9	1.07
20. 12. 17		767	9	1.19		807	11	1.38		857	8	0.94
21. 12. 17		770	3	0.39		809	2	0.25		860	3	0.35
22. 12. 17		777	7	0.91		815	6	0.74		865	5	0.58
23. 12. 21		780	3	0.39		818	3	0.37		868	3	0.35
24. 12. 21		785	5	0.64		823	5	0.61		873	5	0.58
25. 12. 21		792	7	0.89		830	7	0.85		879	6	0.69
26. 12. 21		804	12	1.52		842	12	1.45		890	11	1.25
27. 12. 21		815	11	1.37		856	14	1.66		902	12	1.35
28. 12. 21		829	14	1.72		872	16	1.87		917	15	1.66
29. 12. 21		846	17	2.05		890	18	2.06		931	14	1.53
30. 12. 21		866	19	2.36		910	20	2.25		950	19	2.04
令和元. 12. 21		886	20	2.31		930	20	2.20		970	20	2.11
2. 12. 21		887	1	0.11		932	2	0.22		971	1	0.10
3. 12. 21		907	20	2.25		951	19	2.04		971	0	0.00
4. 12. 21		929	22	2.43		972	21	2.21		991	20	2.06
5. 12. 21		965	36	3.88		1,005	33	3.40		1,031	40	4.04
6. 12. 21		965	0	0		1,057	52	5.17		1,049	18	1.75

岐阜県で適用する最低賃金一覧

◎岐阜県最低賃金

最低賃金額（時間額）	発効年月日	
1,001円	6.10.1	岐阜県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下欄に掲げる産業に従事する労働者は、該当する特定（産業別）最低賃金と岐阜県最低賃金を比較して、いずれか高い方が適用となります。

◎特定（産業別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金の額 （時間額）	発効年月日	適用除外 （岐阜県最低賃金が適用されません。）
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	965円	5.12.21	「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（965円）」の適用を受ける場合は、令和6年10月1日以降、この金額を上回る「岐阜県最低賃金（1,001円）」が適用されます。
自動車・同附属品 製造業	1,057円	6.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者
航空機・同附属品 製造業	1,049円	6.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ・手作業による、選別、包装又はこれらに附帯する業務に主として従事する者 ・卓上における手作業による軽易な業務又は小型機械若しくは手工具を用いて行う軽易な部品加工又は組付の業務に主として従事する者

※最低賃金の対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、ボーナス等臨時の賃金、休日・時間外などの割増賃金及び通勤手当（交通費）、家族手当、精皆勤手当は対象になりません。